

「第4次伊賀市障がい者福祉計画」の策定について

平成26年12月に策定した「第3次伊賀市障がい者福祉計画」の計画期間が令和2年度で終了するため、令和3年度からの新たな「第4次伊賀市障がい者福祉計画」を下記のとおり策定する。

記

【計画の根拠】

「第4次伊賀市障がい者福祉計画」…障害者基本法第11条第3項

【計画策定の体制と方法及び手順】

(1)障がい者福祉に関する意識調査(アンケート)の実施

意識調査(アンケート)は、障がいのある人、障がいのある児童の保護者、市民に対する調査の3種類を行う。

I 調査地域 伊賀市全域

II 基準日 令和元年9月1日

III 調査対象者

① 障がいのある人及び障がいのある児童の保護者に対するアンケート

(介護の実態や意識・要望等を把握するための調査)

下記要件の抽出 3,000人

(ア)18歳以上の障害福祉サービス利用者及び18歳未満の障害福祉サービス利用児童の保護者

(イ)障害福祉サービス利用者以外の18歳以上の障がい者手帳所持者及び自立支援医療受給者

(ウ)障害福祉サービス利用者以外の18歳未満の障がい者手帳所持している児童の保護者

② 市民用に対するアンケート

(障がいに対する理解等についての調査)

伊賀市に住所のある人(16歳以上)の抽出した2,000人

(2)伊賀市障がい者福祉計画策定委員会条例(平成31年条例第1号)に基づき、策定委員会を設置し、意識調査に基づき計画策定の協議を行なう。

また、より身近で幅広い意見を計画に反映させるため、障がい者福祉計画庁内推進会議と自立支援協議会の各専門部会などから、課題の抽出や整理を行う。

(3)意識調査(アンケート)の結果の集計・分析や計画策定のための情報収集・分析、計画案作成補助等の業務を専門の業者に委託する。

(4)「計画案(中間素案)」については、市広報やホームページ等を通じてパブリックコメントの手続を行う。

また、当事者及び家族並びに関係者から意見を聞くための意見交換会を開催する。

(5)計画の最終案については、議会(令和2年12月議会)へ報告する。

【計画の期間】

新たに策定する「第4次伊賀市障がい者福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、このうち前期の3年間で計画期間とする「第6期障がい福祉計画」についても今回同時に策定を行う。

【策定スケジュール】

別紙のとおり